

援農ボランティア受入環境整備支援事業実施要領

令和2年10月1日付2農振財農第537号
改正 令和3年4月1日付2農振財農第1474号

第1 趣旨

担い手の育成・活動支援事業等実施要綱（平成17年4月1日付17農振財農第28号、以下「実施要綱」という。）に基づく援農ボランティア受入環境整備への支援の実施については、この要領に定めるものとする。

第2 目的

本事業は、農業者に対し、援農ボランティアの利便性向上に資する施設整備等の支援を行うことで、援農ボランティアを活用して生産活動を維持・拡充する農業者を増やすとともに、継続的に活動するボランティアの確保を目的とする。

第3 定義

本事業における援農ボランティアとは、財団が東京都から受託する「東京広域援農ボランティア事業」において、登録・派遣等を行う広域ボランティアをいう。

第4 事業の内容

本事業の支援対象、支援内容については、別表に掲げるとおりとする。

第5 助成等

財団は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第6 法令等の遵守

本事業の支援を受けようとする農業者は、事業の実施に必要な法令等を遵守し、許可申請や届出等が必要な場合は、自らの責任でもってこれを行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については別に定める。

別表

事業実施主体	支援の内容	備 考
援農ボランティアの受入農家として財団に登録された農業者	仮設トイレや更衣室等の整備、休憩場所における備品の設置等、ボランティアの利便性を向上させる施設整備等に必要な費用の一部を助成する。	1 農業者当たりの支援回数は、各年度内で1回とする。